

「介護予防・日常生活支援総合事業」

（新しい総合事業）が平成29年4月から始まります

1. 「新しい総合事業」ってなに？

新しい総合事業は、これまで以上に高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援をすることなどを目的に、地域の実情に応じた様々なサービスの提供を行うため、これまでの「介護予防給付」及び「介護予防事業」を合わせた「介護予防・生活支援サービス事業」と新たに65歳以上の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」とするものです。

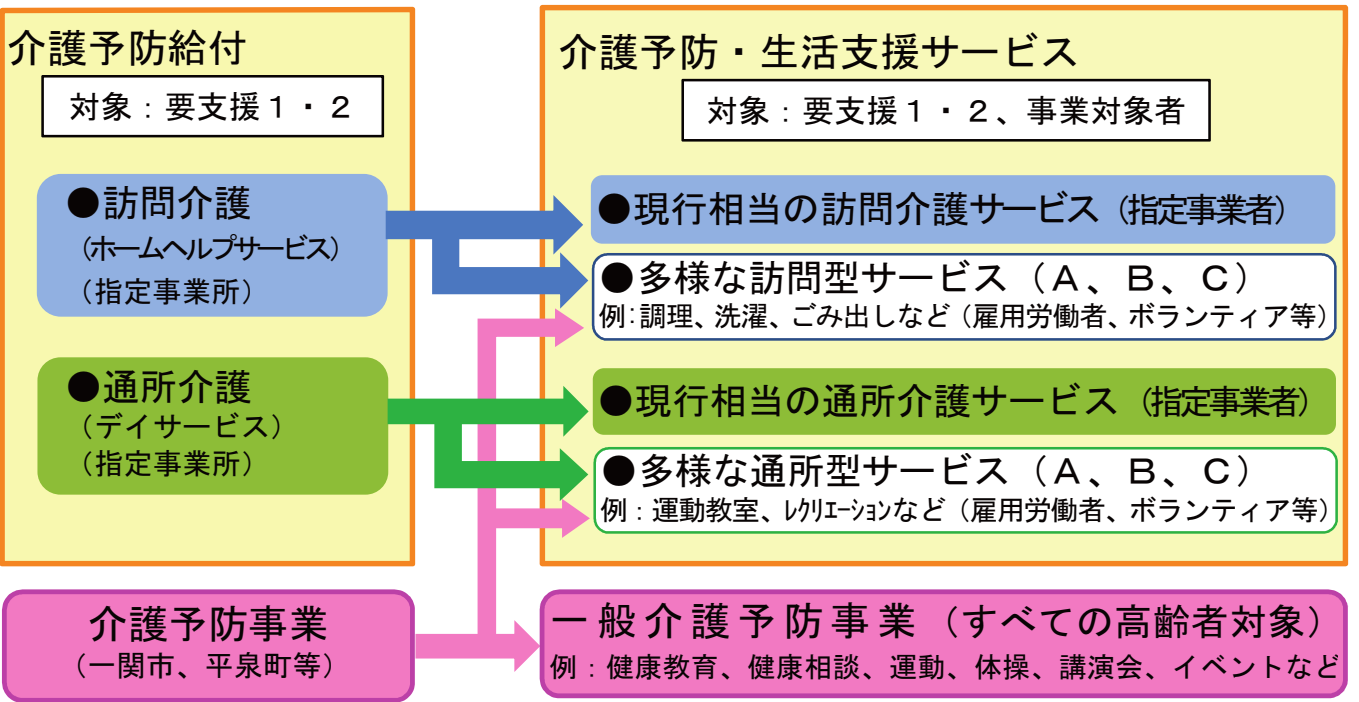
これらの「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる「新しい総合事業」と呼びます。

このサービスは、要支援1又は2の方の生活支援などの多様なニーズに応えるため、全国一律のサービスであった介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体による多様なサービスに移行して行うものです。

介護予防給付のうち「訪問介護」・「通所介護」と「介護予防事業」が「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に移行します。

【平成28年度まで】

【平成29年度から】



【一関地区広域行政組合管内の高齢化等の状況】




※数値は、平成28年12月末現在

- ・人口……………組合管内：128,955人（一関市：121,069人、平泉町：7,886人）
- ・65歳以上の高齢者数……………組合管内：43,747人（一関市：40,978人、平泉町：2,769人）
- ・要介護（要支援）認定者数……………組合管内：9,649人（一関市：9,129人、平泉町：520人）
- ・高齢化率……………組合管内：33.92%（一関市：33.85%、平泉町：35.11%）
- ・要介護（要支援）認定者数の割合（65歳以上）
……………組合管内：22.06%（一関市：22.28%、平泉町：18.78%）


2. 介護予防・生活支援サービスの内容

利用者の要望にこたえられるよう、生活支援などの多様なサービスを提供します。サービスの種類については、次の2つに分けられます。

(1) 訪問型サービス (ホームヘルパーなどが、対象者の自宅を訪問し提供するサービス)

①訪問介護サービス (現行相当)	サービス内容の例
介護サービス事業所のホームヘルパーによる、いままでの訪問介護と同様のサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護 ・生活援助など 
②訪問型サービスA (基準緩和)	サービス内容の例
介護サービス事業所などのホームヘルパー又は一定の研修受講者が行う短時間の生活援助等を行うサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助として調理、掃除、ごみ出し 買い物代行や同行など 
③訪問型サービスB (住民主体)	
④訪問型サービスC (短期集中予防)	サービス内容の例
保健・医療の専門職が行う短期集中の訪問型予防サービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもりや栄養改善に向けた支援が必要な方の、運動器や口腔等の機能改善など 

(2) 通所型サービス (対象者が施設などに通って受けるサービス)

①通所介護サービス (現行相当)	サービス内容の例
介護サービス事業所が行う、いままでの通所介護 (デイサービス) と同様のサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能向上のための体操や、レクリエーションなど ・生活機能向上のためのトレーニングなど 
②通所型サービスA (基準緩和)	サービス内容の例
介護サービス事業所などの職員又は一定の研修受講修了者が行う短時間のデイサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・運動やレクリエーション活動など 
③通所型サービスB (住民主体)	
④通所型サービスC (短期集中予防)	サービス内容の例
保健・医療の専門職が行う短期集中の通所型予防サービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・通所者の、運動器や口腔等の機能改善など 

3. サービスを利用するためにはどうしたらいいですか？

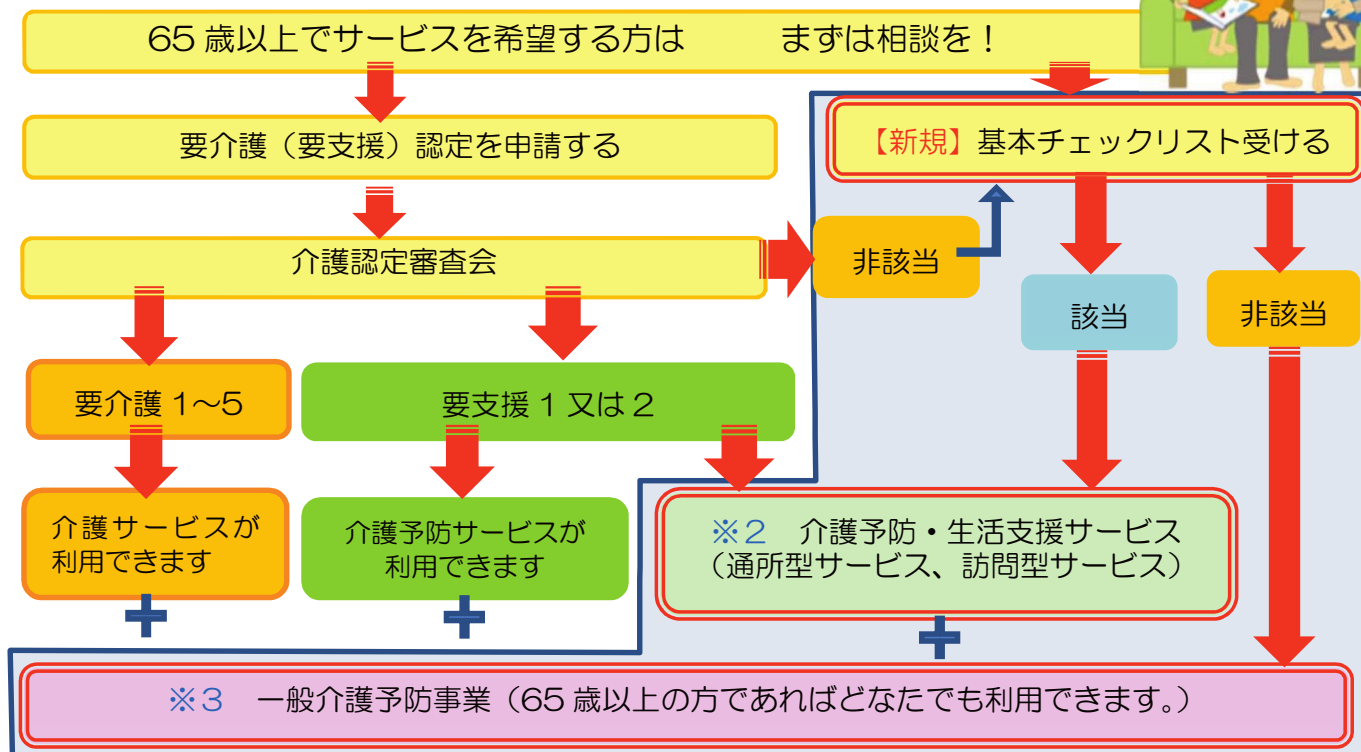
新しい総合事業では、これまでの、要介護認定を受け「要支援1又は2」と認定された方が利用していた「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」が、※1基本チェックリストの判定により利用できるようになります。

基本チェックリストにより生活機能が低下していると判定された場合は「介護予防・生活支援サービスの対象者」となりますが、事業対象にならなかった方でも、65歳以上の方であれば、どなたでも介護予防教室、健康相談などの「一般介護予防事業」が利用できるようになります。

サービスを希望する方は、地域包括支援センターなどに相談しましょう。



【サービスを利用するまでのおおまかな流れ】



※ これまでどおり要介護（要支援）認定が必要なサービス

【介護予防給付】

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

用語解説

※1 「基本チェックリスト」

基本チェックリストは、25の質問項目で、家事などの動作や、家庭や社会での生活に必要な機能を調べるものです。

※2 「介護予防・生活支援サービス」

新しい総合事業では、これまで介護予防サービスで行ってきた介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）を地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体による多様なサービスに移行して行うものです。

※3 「一般介護予防事業」

65歳以上のすべての方が対象となる事業です。介護予防教室や健康教室、健康相談などを受けることができます。

介護予防給付は、これまでどおり要支援1又は2の方が利用することができます。

4. サービスの決め方・利用料

サービスの利用については、本人とその家族が、ケアマネジャー（介護支援専門員）と相談をして決定します。各サービスの利用料金と自己負担額は、サービス内容が事業対象者個人によって異なりますので、相談窓口やケアマネジャーなどにご確認ください。

5. 一般介護予防事業の内容

一般介護予防事業は、65歳以上の全ての方を対象とし、一関市・平泉町が実施主体となり、健康教育・健康相談等を実施するものです。

【事業内容】

- **介護予防普及啓発事業**
・健康教育・健康相談、運動、体操、講演会、イベント、認知症予防等
- **地域介護予防活動支援事業**
・いきいき百歳体操の普及啓発など
- **地域リハビリテーション活動支援事業**
・いきいき百歳体操の指導者講座など



6. 最寄りの相談窓口

相談窓口	郵便番号	住所	電話番号
一関市長寿社会課	021-8501	一関市竹山町 7-2	21-8370
一関市健康づくり課	021-8501	一関市山目字前田 13-1	21-2160
一関市花泉支所保健福祉課	029-3105	一関市花泉町涌津字一ノ町 29	82-2215
一関市大東支所保健福祉課	029-0711	一関市大東町大原字川内 41-2	72-4077
一関市千厩支所保健福祉課	029-0803	一関市千厩町千厩字北方 174	53-3955
一関市東山支所保健福祉課	029-0302	一関市東山町長坂字西本町 105-1	47-4530
一関市室根支所保健福祉課	029-1201	一関市室根町折壁字八幡沖 345	64-3805
一関市川崎支所保健福祉課	029-0202	一関市川崎町薄衣字諏訪前 137	43-2115
一関市藤沢支所保健福祉課	029-3405	一関市藤沢町藤沢字町裏 187	63-5304
平泉町保健センター	029-4102	平泉町平泉字志羅山 45-2	46-5571
一関地区広域行政組合介護保険課	021-8501	一関市竹山町 7-2	31-3223
一関西部地域包括支援センター	021-8501	一関市竹山町 7-2 一関市役所本庁舎内	21-8618
高齢者総合相談センターさくらまち (地域包括支援センター)	021-0821	一関市三関字桜町 36-3 サン・アビリティーズ一関内	48-3180
高齢者総合相談センターはないすみ (地域包括支援センター)	029-3105	一関市花泉町涌津字一ノ町 29 一関市役所花泉支所内	36-3021
一関東部地域包括支援センター	029-0803	一関市千厩町千厩字北方 174 一関市役所千厩支所内	51-3040
高齢者総合相談センターしぶたみ (地域包括支援センター)	029-0521	一関市大東町渋民字大洞地 55-8 大東保健センター内	71-0053
高齢者総合相談センターふじさわ (地域包括支援センター)	029-3405	一関市藤沢町藤沢字町裏 52-2 老健ふじさわ内	63-3181
高齢者総合相談センターひらいすみ (地域包括支援センター)	029-4102	平泉町平泉字志羅山 12-6	46-5653

ご相談ください

